

## 役員選出に関する規定 (\* 4)

第1条 この規定は、広島県勤労者山岳連盟規約第16条に基づき、役員選出の手続きと基準を定めるものである。

第2条 規約第15条に定める役員は、規約第17条の任務を果たすために、総会において次の基準で定数を定め、原則として代議員の直接投票により選出する。

①会長(1名)

全会員の中から選出する。

②副会長(若干名)

原則として西部・北部・東部の地域を単位に各1名以上選出する。ただし、会長選出地域からの選出は免除できるものとする。

③理事長(1名)

立候補者がいない場合には西部地域の会員の中から選出する。

④副理事長(数名)

立候補者がいない場合には原則として西部地域の大規模加盟団体からそれぞれ1名以上選出する。ただし、理事長選出団体からの選出は免除できるものとする。

⑤理事(必要定数)

改選前に理事会が必要定数を定め、西部地域の加盟団体を中心に、原則として会員の割合に応じて選出する。

⑥監事(2名)

全会員の中から選出する。

第3条 すべての会員は、第2条に定める基準により役員に立候補する権利を有する。

2 役員は、立候補者から選出することを原則とする。

第4条 立候補者がいないと想定される場合にはこの連盟の役員にふさわしい候補者を確保するため、理事会は総会前に役員選考委員会を設ける。

第5条 役員選考委員会は県連及び各加盟団体の代表者で構成し、各加盟団体の推薦又は理事会が各加盟団体の了承を得て推薦を受けた者の中から各役職候補者を選考し、総会に報告する。

第6条 役員選出を公正で民主的に執行するために、総会に選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は役員選出に関する一切の業務を担当する。

第7条 選挙は、各役職ごとの定数内連記制無記名投票とし、得票の上位者から選出することを原則とする。

第8条 立候補者が定数以内の場合は、正副会長は推挙、他の役員は信任投票とすることを原則とする。

第9条 規約第18条第2項による補充役員の選任は、この規定に準じる。

第10条 この規定の改廃は、総会で過半数の賛成を必要とする。

付則 この規定は1999年9月25日から実施する。

付則 この規定は2014年3月30日から実施する。

付則 この規定は2015年3月29日から実施する。

付則 この規定は2016年3月27日から実施する。